

岐阜県公報

第 百 二 十 八 号
令和二年八月十八日
(火曜日)

目 次

告 示

○岐阜県史跡の指定解除

(文化伝承課) 四二三^{ページ}

公 示

○土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 四二四

告 示

岐阜県告示第三百二十五号

岐阜県文化財保護条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十七号)第九条第二項の規定により、次のとおり岐阜県史跡の指定が解除されたので、同条第三項において準用する同条例第四条第四項の規定により告示する。

令和二年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

指定が解除された岐阜県史跡

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所
岐史 二二	史跡	瑞浪一里塚	土地八筆計 七八二平方 メートル	瑞浪市日吉町字奥ノ田二〇五八番二 瑞浪市日吉町字八瀬沢六二六一番二 瑞浪市日吉町字大越六八三八番一 瑞浪市日吉町字鴨ノ巣八七一一番一 瑞浪市日吉町字平尾九二二八番一 瑞浪市大湫町字八瀬沢二三番 瑞浪市大湫町字細久手六一八番一、 六一八番二	瑞浪市	瑞浪市上平町 一一一

公 示

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

七 岐史 一 史跡 四 琵琶峠	
土地四筆計 八、四〇一 ・八七平方 メートル	
瑞浪市日吉町字八 瀬沢六二六一番三 二、一〇九平方 メートルのうち実 測二、〇六〇・七 八平方メートル 瑞浪市大湫町字八 瀬沢三番一 一、三四〇平方 メートルのうち実 測一、三三七・〇 八平方メートル 瑞浪市大湫町字八 瀬沢二三番一 七四五平方メー トルのうち実測七 〇五・〇二平方メ ートル 瑞浪市大湫町字八 瀬沢三〇番一	
瑞浪市	
瑞浪市上平町 一一一	

土地改良区 役名 氏 名 住 所
退 任 日
令和 二・六・三
理事 宮 田 勝 己 岐阜市上芥見
九八番地

土地改良区 役名 氏 名 住 所
就 任 日
令和 二・七・三
理事 栗 原 俊 朗 岐阜市上芥見
四五四番地

令和二年八月十八日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発 行 所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社